

<<自然災害による臨時休館等について>>

平素より名古屋市障害者スポーツセンターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

自然災害時には、下記の判断基準に基づき、やむを得ずセンターの臨時休館や、福祉バスの運行を中止にする場合がございます。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

★臨時休館の基準★

- | |
|---|
| ①東海地震の発生に関する注意情報が発表されたとき又は警戒宣言が発表されたとき |
| ②市域において、震度5強（气象台発表）以上の地震が発生したとき |
| ③市の全域にわたり風水害等が発生するおそれがあるとき又は体育施設若しくはその周辺地域において風水害等による被害が特に甚大であると予測されるとき |
| ④その他、スポーツ市民局が特別の事由があると認めるとき |

★福祉バス運行中止の基準★

- | |
|--|
| ①名古屋市域に『暴風警報』『大雪警報』『特別警報』等が発令された場合。
(発令解除となった時間により運行再開する場合もある。) |
| ②運行上、危険と判断された場合。 |

※原則、すべての場合において、情報入手状況にて決定いたします。

※SNSでも発信いたします。

名古屋市障害者スポーツセンター
令和5年4月1日